

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和2年度）

住 所 熊本市中央区大江五丁目1番40号

事業者名 熊本市交通局
代表者名 熊本市交通事業管理者 古庄修治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行管理カメラの設置	・1日の利用者が3,000人以上の1停留場（熊本駅前停留場）に運行管理カメラを設置し、停留場での安全確保を行うために必要に応じ、指令と乗務員との情報共有を図ることで状況に応じた支援を行う。（2020年度）	計画のとおり実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内ウェブページの改修	・熊本市在住の高齢者・障がい者向けの優先制度のウェブページの案内を1つのページにまとめ、より分かりやすいレイアウトとする。（2020年度）	計画のとおり実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・すべての乗務員に対し、現任者接遇研修の中で、バリアフリーに関する対応について研修を行う。（2020年度）	計画のとおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・市長事務局と連携して、停留場のバリアフリー化整備の推進に努める。 ・電話やメールで寄せられた意見を交通局内で共有し、サービスの改善に努める。 ・毎日の巡視により案内表示等の損傷等を確認し、必要に応じた復旧対応を行い、利用環境の整備に努める。 ・停留場のバリアフリー化整備完了後や低床電車のダイヤ改正などの際は、速やかにウェブサイト等での情報提供を行い、広く周知する。

(3) 報告書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市交通局ホームページ掲載

(4) その他

<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
